

第六十三回国会 法務委員会 議 録 第二十一号

昭和四十五年四月二十四日(金曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 小澤 太郎君

理事 小島 徹三君

理事 田中伊三次君

石井 桂君

羽田野忠文君

赤松 勇君

林 孝矩君

松本 善明君

理事 鍛冶 良作君

理事 瀬戸山三男君

理事 畑 和君

永田 亮一君

松本 十郎君

黒田 寿男君

岡沢 完治君

出席國務大臣

法務 大臣 小林 武治君

出席政府委員

法務大臣官房長 安原 美穂君

法務省民事局長 新谷 正夫君

法務省刑事局長 辻 辰三郎君

委員外の出席者

法務委員会調査 福山 忠義君

室長

委員の異動

四月二十二日

辞任

細田 吉藏君

同月二十四日

辞任

岡沢 完治君

同日

辞任

受田 新吉君

補欠選任

西村 英一君

補欠選任

受田 新吉君

補欠選任

岡沢 完治君

四月二十二日

航空機の強取等の処罰に関する法律案(内閣提

出第一〇八号)

同月二十日

在日中国人の広州交易会参加に関する請願外十

九件(下平正一君紹介)(第三五二二号)

同外十九件(下平正一君紹介)(第三六三三三号)

同(土井たか子君紹介)(第三六三三四号)

同(畑和君紹介)(第三六三五号)

同外三十九件(三宅正一君紹介)(第三六三六号)

同(安井吉典君紹介)(第三六三七号)

同月二十一日

土地分筆等登記手続に関する請願(沖本泰幸君

紹介)(第三七二〇号)

裁判所法の一部を改正する法律案反対に関する

請願(畑和君紹介)(第三七二二号)

在日中国人の広州交易会参加に関する請願外十

九件(下平正一君紹介)(第三七二二二号)

同外三十六件(三宅正一君紹介)(第三七二三号)

同外十九件(下平正一君紹介)(第三八〇八号)

は本委員会に付託された。

四月二十日

人権擁護委員の実費弁償金等増額に関する陳情

書(東京都千代田区霞が関一の一の全国人権

擁護委員連合会長金原藤一外四百三十七名(第

一二九号)

株式会社監査制度の改正に関する陳情書(大阪

市福島区吉野町一の九〇株式会社山田物産代表

取締役坪田陽二外四千七百四十八名(第一三一

号)同(函館市弁天町一の一の四株式会社尾越薬局

代表取締役尾越吉男外八千八百六十七名(第一

五六号)

在日中国人の広州交易会参加に関する陳情書外

六十九件(福井県今立郡今立町北坂下内藤一俊

外六十九名)(第二二〇号)

同外三十一件(金沢市寺町四の一六の一沢野井

繁外三十一名(第二四二二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

航空機の強取等の処罰に関する法律案(内閣提

出第一〇八号)

民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事

訴訟手続の特例等に関する法律案(内閣提出第

八九号)

○高橋委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、航空機の強取等の処罰に関する法律

案を議題とし、政府に提案理由の説明を求めま

す。小林法務大臣。

航空機の強取等の処罰に関する法律案

(航空機の強取等)

第一条 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の

方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行

中の航空機を強取し、又ははしむるにその運

航を支配した者は、無期又は七年以上の懲役に

処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

(航空機強取等致死)

第二条 前条の罪を犯し、よつて人を死亡させた

者は、死刑又は無期懲役に処する。

(航空機強取等準則)

第三条 第一条第一項の罪を犯す目的で、その予

備をした者は、三年以下の懲役に処する。ただ

し、実行に着手する前に自首した者は、その刑

を減軽し、又は免除する。

(航空機の運航阻害)

第四条 偽計又は威力を用いて、航行中の航空機

の針路を変更させ、その他その正常な運航を阻

害した者は、一年以上十年以下の懲役に処す

る。

(国外犯)

第五条 前四条の罪は、刑法(明治四十年法律第

四十五号)第二条の例に従う。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を

経過した日から施行する。

2 第三条ただし書の規定は、この法律の施行後

理由 最近における航空機奪取事犯の実情等にかんがみ、航行中の航空機の強取等について特別の処罰規定を設けることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小林國務大臣 航空機の強取等の処罰に関する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、最近の航空機奪取事犯の実情等にかんがみ、航行中の航空機を強取する行為等について特別の処罰規定を新設しようとするものであります。

さる三月末に発生したいわゆる日航機乗っ取り事件が国民に大きな衝撃を与え、ハイジャッキングに対処する立法措置を要望する声が各方面から聞かれるに至っておりますことは、御承知のとおりであります。

さて、ハイジャッキングと呼ばれる犯罪行為は、一般社会から隔絶した航行中の航空機内という特殊な環境を巧みに利用して行なわれるものであります。これによって、多数の乗客及び乗組員が恐怖と不安の伴う監禁状態のまま遠隔の地に

連れ去られることとなるだけでなく、航空機の安全な運航が著しく脅かされ、脅迫状態における運航によって不慮の事故が生ずる危険も少なくないものであります。さらに、この種の行為によつて生ずる財産上の損害及び航空業務の妨害という面をも見落とすことはできないのであります。このように悪質かつ危険な手段を用いて自己の不法な目的を遂げようとする犯人に対し、きびしい社会的非難を加える必要があることは言うまでもないところであります。

このようなハイジャッキングは、世界的にはここ数年來急激に増加しており、しかも、民間航空の今後の発展、国際情勢の推移等の諸事情から見て、決して一時的な現象として看過することはできないものと考えられるのであります。その防止及び処罰のための国際的な協力態勢を確立することが、緊急な国際問題の一つとして真剣に検討されているのであります。

以上の諸事情を考慮いたしますと、この種の行為に対する処罰を強化する等の措置を講ずる必要があると思われるのであります。現行法制のもとにおいては、その実態に適合した罰則がなく、既存の罰則では刑が軽きに失すること、日本国外における行為を処罰できない場合があること等、十分でない点が少なくないと考えられるのであります。そこで、この際、早急に、この種事犯について特別の処罰規定を設けるとともに、日本国外での犯罪をも広く処罰し得ることとするため、この法律案を提出することとした次第であります。

この法律案の骨子は、次のとおりであります。第一点は、ハイジャッキングという犯罪の実態に適合した処罰規定を新設する点でありまして、航空機の乗客、乗組員等に暴行、脅迫等を加えて、航行中の航空機を強取し、あるいは、ほしいままにその運航を支配した者は、現在の強盗罪よりも重く、無期または七年以上の懲役に処し、その未遂をも処罰するとともに、この犯罪を犯した結果、人を死亡させた場合には、死刑または無期

懲役に処することとしたしております。第二点は、右の罪の予備を罰することとする点でありまして、強盗予備罪より重い法定刑を定める一方、この種事犯をできる限り未然に防止する観点から、実行に着手する前に自首した者に対しては、必ず刑を減軽または免除することとしたしております。

第三点は、偽計または威力を用いて航空機の針路を変更させるなど、典型的なハイジャッキングには至らないものの、乗客や乗組員の自由及び安全を脅かすことにおいてこれに近い運航妨害行為を処罰する規定を設ける点であります。第四点は、ハイジャッキングの防止及び処罰に国際的協力が必要であることにかんがみ、以上の犯罪の国外犯を広く処罰し得ることとする点であります。

以上が航空機の強取等の処罰に関する法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○高橋委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑は次回に譲ります。

○高橋委員長 次に、内閣提出、民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律案を議題とし、質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。羽田野忠文君。

○羽田野委員 これは民事局長にお答えをいただきます。これは手続規定で比較的はつきりしておることですが、一応概観だけをひとつ説明をしていただきます。思います。

まず第一番に、民訴条約のほうからお尋ねをいたしたいと思います。この民訴条約の目的、それから条約がいつ発効しているか、発効日、署名国、批准国、条約を批准する理由、それから条約の内容並びにその必要性、こういう点を御説明い

ただきたいと思ひます。

○新谷政府委員 民訴条約でございますが、これは一九〇五年にハーグの国際私法会議におきまして採択されました同じ題名の条約がございまして、ところが、その後第一次、第二次の大戦を経まして国際関係にかなりの変動がございましたために、一九五四年に至りまして、国際私法会議におきましてあらためまして民事訴訟手続に関する条約を採択したわけでございます。要するに国家間のかんがりの変動に対応しまして、一九〇五年の条約がほとんど無意味になつたので、新しい条約をつくつて情勢に対応しよう、こういう趣旨でございます。

この条約は、一九五四年の三月一日に採択されまして、発効いたしましたのは一九五七年の四月十二日でございます。それからこれを批准いたしました国が現在二十一カ国ございまして、国を申し上げますと、ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、ノルウェー、オランダ、ポルトガル、スウェーデン、スイス、さらにイスラエル、ユーゴスラビア、チェコスロバキア、ハンガリー、ポーランド、パチカン、ソビエト、これが新しく加入いたしておりますので、合計二十一カ国、現在当事国になっておるのでございます。

この条約ができました理由でございますが、主として民事訴訟手続上の書類送達を簡易迅速にしようというところに最も大きなねらいがあるわけでございます。これは一九〇五年、条約ができましたとき、ちょうど明治三十八年でありまして、この年にわが国におきましては、外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法という法律が出ております。この法律は、外国から嘱託がありました場合に、わが国においてどういふ措置をとるかということの規定した法律でございますが、それによりまして、まずその国相互間に特別の取りきめをいたしました場合にのみこの規定が働いていくわけでありまして、しかもその司法共助の法律にあります

が、書類の送達と証調を行なうにつかまされては、外交上の経路を通じて行なうということになっております。これは非常にその事務手続が煩瑣でございます。各国におきましても、こういう方法を従来とっておつたのでございますけれども、これがたいへんめんどうであるというところから、この民事訴訟手続に関する条約というものが締結されるに至つたのでございます。

この条約はいま申し上げましたように、主として送達をその条約の内容といたしております。そのほか証調調べについての共助関係、さらに訴訟費用の担保を免除する規定が入っております。これは現在わが国の民事訴訟法におきましては、原告が日本に住居を有しない場合には、訴訟費用の担保を課さなければならぬことになつております。締約国相互間におきましては、そういうようなことを省いて、担保の提供を免除しようというところがございます。さらにその担保を免除いたしました場合に、原告が敗訴した場合に、被告に訴訟費用の取り立てを容易にする必要がございますので、その点もあわせて執行認許という形におきまして訴訟費用の取り立てを容易にしようという規定を設けてございます。さらに民事訴訟法にもございますが、貧困者の訴訟上の救助の規定がございます。これもこの締約国相互間におきましては、同じような扱いをしていこうということでございます。さらに、この救助の關係におきまして必要な身分上の証書を無償で交付するというふうな便宜もはかつてあります。

大体以上のようなことがこの条約の内容でございます。先ほど申し上げました共助法によりまして、個別的な国家間の取りきめが必要であり、しかも外交上の経路を通じてやらなければならぬということになつておりますのを、これによって簡素化していこうというところにおもなねらいがございます。

そこで、その送達について簡単に申し上げますと、民訴条約におきましては、外交上のルートを経由しないで外国にいる者にあつた文書の送達の

際には、その各締約国が当局を指定しておきまして、その当局に対して駐在の領事官が送達請求をすれば手続に乗っていく、こういうふうな簡便な方法を講じておるといふのが、この民訴条約の趣旨でございます。

○羽田野委員 非常に懇切な御説明でよくわかるわけでございますが、これは法案を読めば内容が比較的はつきりしておりますので、お答えは要点だけ簡単によろしくございませう。

次にお伺いしたいのは、わが国の裁判所と外国の裁判所間の共助関係の現状についてどういふか、あいであるかということをお伺いしたい。——わが国の裁判所と外国の裁判所間の共助関係の現状ですね。

○新谷政府委員 わが国から外国の裁判所に対する送達、証拠調べの嘱託の実施状況、あるいは逆に外国の裁判所からわが国に嘱託した場合の状況等について申し上げますと、昭和三十年から昭和四十四年までの間にドイツその他三十カ国から送達につきましては三百八十人、証拠調べにつきましては五十三人の嘱託がございます。ただいまはわが国から外国裁判所に対する送達と証拠調べでございます。外国裁判所からのわが国に対するものは、昭和二十八年から昭和四十四年までの間に、ドイツほか十二カ国から百一人については、同じ期間にドイツほか十カ国から百八十二人についての証拠調べの嘱託がございます。なおそのほかに、日本の領事館で外国に駐在しておりますものに対して送達あるいは証拠調べの嘱託を実施いたしております。これは昭和二十七年から四十四年までの間に、送達につきましてはドイツほか二十七カ国に対して千七百四十二名、証拠調べは数が少のうございまして、昭和三十九年から四十四年までの間に十四名についての証拠調べを嘱託いたしております。

○羽田野委員 民訴条約の関係はよくわかりました。次に、送達条約関係でちょっとお伺いしたいの

ですが、やはり同様にこの条約の目的、発効日、それから署名国、批准国、こういうふうなものはどういふふうになっておりますか。

○新谷政府委員 送達条約は一九六五年の十一月十五日に採択されたものでございまして、同じくハーグの国際私法会議において行なわれております。これが発効いたしましたのは一九六九年の二月十日でございます。批准いたしました国がデンマーク、アメリカ合衆国、フィンランド、ノルウェー、アラブ連合、連合王国、スウェーデンの七カ国、そのほかにボツワナ、バルバドスが入り込んでおります。したがって、現在九カ国がこの送達条約についての加盟国ということになります。なお署名を終えております国がドイツ、ベルギー、フランス、イスラエル、オランダ、トルコの六カ国でございます。これらの国はいずれも批准のためにそれぞれ国内で検討中のように承知いたしております。

この送達条約と民訴条約の関係でございますが、先ほど申し上げましたように、民訴条約におきましては、当局を指定いたしました、その国に駐在する領事館から送達あるいは証拠調べの要請をいたすのでございますが、それでもなおかつ手続が煩瑣であるという声が出てまいりましたために、この送達条約というものが新しくできたのであります。民訴条約の送達に関する規定が第一条から第七条までに規定されておりますが、これを改善することを目的といたしまして、若干の事項をつけ加えてこの送達条約ができ上がったのであります。

送達条約におきましては、中央当局をそれぞれ指定いたしておきますと、その中央当局に対して嘱託国の権限のある当局、言いかえれば裁判所が直接嘱託することができるといふ方法を講じております。これによって民訴条約以上にこの送達が簡易化する、こういうことでございます。

なお、そのほかに民訴条約におきましては、その要請する場合の文書の様式を定めまして、これによって手続を簡素化しようということ、さらには

この送達を間接的に義務づけていくということも規定いたしております。これは中央当局の責任を明確に規定し、さらに送達ができなかった場合あるいは被告が出席しない場合には裁判を延期するかわりに、中央当局に要請いたしました、六カ月間たつても何らの連絡もないというふうな場合には裁判を行なつてもいい、こういう規定を設けることによつてこの送達を義務づけていく、こういう趣旨の条約でございます。

○羽田野委員 終わります。

○高橋委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○高橋委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立総員。よつて、本案は、原案のとおり可決いたしました。(拍手)

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高橋委員長 次回は、来たる二十八日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時九分散会

昭和四十五年五月六日印刷

昭和四十五年五月六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局